

北伊奈会館の再編等の考え方

1 概要

北伊奈会館は、規模縮小する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容	
			採用した再編等 の方向性	同時に行う対応		
	選択肢 1	選択肢 2				
北伊奈会館	移転・規模縮小 (近隣に集約可能施設が無いため、移転して単独で規模縮小)	規模縮小 (現所在にて単独で規模縮小)	規模縮小	—	「規模縮小」が「②利便性への影響の度合い」「④コストの低減の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。	

■再編等に関する実施計画

令和7年12月

施設棟番号	B-13	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類	コミュニティ会館
施設名称	北伊奈会館				
所在地	あきる野市伊奈412-11		敷地面積(m ²)	267.94	
延床面積(m ²)	159.21	構造	W造	建築年度	平成5 経過年度 32

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市コミュニティ会館条例</p> <p>設置目的：地域住民の連帯意識を高め、生活文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>対象者：限定しない。</p> <p>サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 北伊奈自治会が自治会の会館として利用している。定期的に利用する団体が多い。 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。 利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 会館の敷地は、北伊奈自治会の所有である。
③将来的な事業のあり方(方向性)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、更に高齢化が進む中で、高齢者を含めた、利用者に利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上、町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（エレベーターの設置、和室のフローリング化（机と椅子での施設利用が出来る）などのバリアフリー化） 会館の管理・貸出業務の効率化（デジタル化の推進等） 施設の老朽化

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	移転・規模縮小／規模縮小										
	大規模改修 令和5 長寿命化改修	令和20	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 間年数	45						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能						
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・コロナ禍に大きく減少したが、徐々に増加傾向にある。令和6年度には、コロナ禍前の約71%の利用件数となった。						
	規模適正度	規模適正				貸出施設が会議室と和室の2間のため、有効に活用されている。						
	建物活用	多目的利用検討可能	○	・自治会会館としての機能がある。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○									
		設置目的と異なる使用状況あり	×									
		単独機能での建物利用が望ましい	×									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○									
		投票所機能	×									
		避難所機能	×									
	敷地所有	全借地（無償）										
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種低層住居専用地域						
	利用圏域	市全域										
	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」										
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			(同時にを行う対応)								
	規模縮小			—								
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】			【修繕・改修】								
	・ 規模縮小			・ 再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑪計画実行後の課題	—			—								